

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程を公布する。

平成27年2月20日

大阪広域水道企業団

企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第2号

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(時間外勤務)</p> <p>第13条 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第8条第2項又は第29条第4項の規定による勤務時間（以下「<u>正規の勤務時間</u>」という。）以外の時間に勤務することを命ずることがある。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、<u>正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることがある。</u></p>	<p>(時間外勤務)</p> <p>第13条 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第8条第2項又は第29条第4項の規定による勤務時間（以下「<u>正規の勤務時間</u>」という。）以外の時間に勤務を命ずることがある。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、<u>正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることがある。</u></p>
<p>(休日)</p> <p>第17条 職員は、休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、<u>正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(休日)</p> <p>第17条 職員は、休日には、特に勤務を命ぜられる者を除き、<u>正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(特別休暇)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第33条の規定による交通の制限又は遮断により<u>勤務することができない場合</u> 必要と認める日又は時間</p> <p>(2) 天災その他の非常災害又は交通機関の事故等により<u>勤務することができない場合</u> 必要と認める日又は時間</p> <p>(3) 天災その他の非常災害により次に掲げる場合及び単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は破壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業を行うため<u>勤務することができない場合</u> 1週間以内で必要と認める期間 ア・イ (略)</p> <p>(4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他<u>官公署に出頭する場合</u> 必要と認める日又は時間</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第33条の規定による交通の制限又は遮断により<u>勤務できない場合</u> 必要と認める日又は時間</p> <p>(2) 天災その他の非常災害又は交通機関の事故等により<u>勤務できない場合</u> 必要と認める日又は時間</p> <p>(3) 天災その他の非常災害により次に掲げる場合及び単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は破壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業を行うため<u>勤務できない場合</u> 1週間以内で必要と認める期間 ア・イ (略)</p> <p>(4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他<u>官公署へ出頭する場合</u> 必要と認める日又は時間</p>

(5) - (13) (略)

(14) 妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子健康手帳の交付を受けた後において、医師、助産師等の保健指導又は健康診査を受ける必要がある場合妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、1回につき1日以内で必要と認める時間

(15) - (17) (略)

(18) 出産する場合で流産、早死産その他やむを得ない事情により、第12号の規定に定める期間により難い場合産前産後を通じて16週間(多胎妊娠の場合にあっては、24週間。ただし、出産日以後の期間は、16週間を限度とする。)を超えない範囲内で必要と認める期間

(19) - (23) (略)

2 (略)

(高齢者部分休業)

第27条 職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。)が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第13号)第3条に規定する定年から5年を減じた年齢に達する日後の最初の4月1日以後であつて企業長が定める日から当該職員に係る定年退職日(同条例第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「高齢者部分休業」という。)を承認することができる。

2 - 6 (略)

(5) - (13) (略)

(14) 妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子健康手帳の交付を受けた後において、医師、助産師等の保健指導又は健康診査を受ける必要がある場合妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)、1回につき1日以内で必要と認める時間

(15) - (17) (略)

(18) 出産する場合で流産、早死産その他やむを得ない事情により、第14号の規定に定める期間により難い場合産前産後を通じて16週間(多胎妊娠の場合にあっては、24週間。ただし、出産日以後の期間は、16週間を限度とする。)を超えない範囲内で必要と認める期間

(19) - (23) (略)

2 (略)

(高齢者部分休業)

第27条 職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。)が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、当該職員に係る定年退職日(大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第13号)第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。)から5年遡つた日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「高齢者部分休業」という。)を承認することができる。

2 - 6 (略)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。